

国指定北アルプス鳥獣保護区
北アルプス特別保護地区指定計画書（案）

平成16年 8月16日
環 境 省

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

北アルプス特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

北アルプス鳥獣保護区のうち、三俣蓮華岳^{みつまたれんげたけ}を起点とし、同所から稜線を西進し三俣山荘に至る登山道との交点に至り、同所から谷すじを北進し黒部源流の谷すじとの交点に至り、同所から同谷すじを北東に進み岩苔乗越^{いわごけのつこし}に至り、同所からワリモ岳と祖父岳^{じいだけ}を結ぶ登山道を西進し祖父岳に至り、同所から谷すじを北進し岩苔小谷との交点に至り、同所から同谷すじを北東に進み読売新道との交点に至り、同所から尾根を北東に進み東沢谷との交点に至り、同所から同谷を北進し富山県上新川郡大山町所在国有林富山森林管理署108林班い小班とイ小班的な小班界との交点に至り、同所から同小班界を北東に進み二ノ沢との交点に至り、同所から谷すじを東進し富山県と長野県の県境との交点に至り、同県境を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域、長野県大町市所在国有林中^{ちゅうしん}信森林管理署542から544まで及び546の各林班のイ小班的な区域、三俣蓮華岳を起点とし、同所から富山県と長野県の県境を北東に進み同森林管理署546林班イ小班界との交点に至り、同所から尾根を南東に進み南真砂岳に至り、同所から尾根を南西に進みワリモ沢との交点に至り、同所から尾根を南西に進み588林班イ小班とハ小班的な小班界との交点に至り、同所から谷すじを南西に進み三俣蓮華線との交点に至り、同所から尾根を南進しモミ沢と湯俣川の合流点に至り、同所から尾根を南進し樺沢三角点(2519.2m)に至り、同所から尾根を東進し硫黄沢との交点に至り、同所から谷すじを南東に進み硫黄尾根との交点に至り、同所から谷すじを南東に進み天狗沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み589林班ろ小班とイ小班的な小班界との交点に至り、同所から同小班界を南東に進み同林班は小班とイ小班的な小班界との交点に至り、同所から同小班界を東進し同林班と549林班との林班界に至り、同所から同林班界を南東に進み大町市と安曇村の市村界に至り、同所から同市村界を南進し長野県と岐阜県との県境に至り、同所から同県境を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域、南安曇郡安曇村所在国有林中信森林管理署102から114までの各林班の区域、岐阜県^{よしき}古城郡上宝村所在国有林飛騨森林管理署2176及び2178から2180までの各林班のイ小班的な区域並びに三俣蓮華岳を起点とし、同所から長野県と岐阜県の県境を南進し同森林管理署2170林班と2176林班の林班界との交点に至り、同所から同林班界を南西に進み2170林班い小班とイ小班的な小班界との交点に至り、同所から同小班界を北西に進み左俣谷との交点に至り、同所から谷すじを北西に進み樺沢岳と弓折岳を結ぶ稜線との交点に至り、同所から尾根を西進し2088林班と2089林班の林班界との交点に至り、同所から2088林班ろ小班とイ小班的な小班界を西進し2086林班は小班とイ小班的な小班界との交点に至り、同所から同小班界を北進し蓮華谷との交点に至り、同所から谷すじを北東に進み富山県と岐阜県の県境との交点に至り、同所から同県境を東進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで(10年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

① 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

② 特別保護地区の指定目的

北アルプス鳥獣保護区は、富山県、長野県、岐阜県の3県にまたがる「北アルプス」と呼ばれる山岳地帯に位置し、標高300mの低地帯から3,000mの高山帯までの標高差を有し、多様な地形及び森林帯を形成している。また、区域の大部分が中部山岳国立公園に指定され、良好な自然環境が維持されている。

このような自然環境を反映して、鳥類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧ⅠB類のイヌワシ及びクマタカ、絶滅危惧Ⅱ類のオオタカ及びライチョウの生息が確認されている。また、哺乳類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー哺乳類」(環境省編)に記載された準絶滅危惧種のホンドオコジョ及びヤマネのほか、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ等の生息が確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、富山県、長野県、岐阜県の3県にまたがる標高約1,600～3,000mの亜高山・高山帯の区域は、氷河期の遺存種といわれるライチョウの日本国内におけ

る数少ない生息・繁殖地となっているほか、ヤマネ及びニホンカモシカの生息も確認されている。
 このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するライチョウをはじめとする希少鳥獣の生息地の保護を図るものである。

管理方針

- ・ライチョウをはじめとする希少鳥獣の保護対策について、関係地方公共団体、関係機関、山岳関係者等と連携協力して取り組む。
- ・採餌又は休息時の鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場巡視並びに関係地方公共団体、関係機関、山岳関係者等と連携協力して普及啓発活動等に取り組む。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 11,868ha

(富山 1,244ha、長野 9,111ha、岐阜 1,513ha)

内 訳

ア 形態別内訳

林野	11,826 ha	(富山 1,244 ha、長野 9,111 ha、岐阜 1,471 ha)
農耕地	— ha	(富山 — ha、長野 — ha、岐阜 — ha)
水面	2 ha	(富山 — ha、長野 — ha、岐阜 2 ha)
その他	40 ha	(富山 — ha、長野 — ha、岐阜 40 ha)

イ 所有者別内訳

国有地 11,868ha

{	国有林	11,868 ha (富山 1,244 ha) (長野 9,111 ha) (岐阜 1,513 ha)	{	林野庁所管	11,868 ha (富山 1,244 ha) (長野 9,111 ha) (岐阜 1,513 ha)	{	制限林	11,865 ha (富山 1,244 ha) (長野 9,108 ha) (岐阜 1,513 ha)	{	保安林	11,865 ha (富山 1,244 ha) (長野 9,108 ha) (岐阜 1,513 ha)
{	国有林以外 の国有地	— ha	{	文部科学省所管	— ha	{	普通林	3 ha (富山 — ha) (長野 3 ha) (岐阜 0 ha)	{	砂防予定地	— ha (富山 — ha) (長野 — ha) (岐阜 — ha)
{	国有林以外 の国有地	— ha	{	文部科学省所管	— ha	{	普通林	3 ha (富山 — ha) (長野 3 ha) (岐阜 0 ha)	{	その他	— ha (富山 — ha) (長野 — ha) (岐阜 — ha)

地方公共団体有地	{	都道府県有地	— ha
		— ha	
		市町村有地	— ha

私有地等 — ha

公有水面 — ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域	11,867ha	特別保護地区	11,868ha
(中部山岳国立公園)		特別地域	— ha
文化財保護法による地域		上高地	6,292ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、北アルプス鳥獣保護区の中央、富山県、長野県、岐阜県の3県にまたがる山岳地帯に位置し、三ツ岳、野口五郎岳、鷲^{わし}羽^ば岳^{だけ}、三俣蓮華岳、双六岳、縦沢岳、槍ヶ岳^{おおぼみだけ}、大喰岳、中岳、南岳、北穂高岳、涸沢岳、奥穂高岳、西穂高岳及び槍ヶ岳から大天井^{だいてんじょう}岳^{だけ}、常念岳に連なる稜線部及び長野県梓川^{あずさがわ}流域右岸上部標高約1,600m以上の亜高山帯・高山帯の区域であり、その全域が中部山岳国立公園に指定されている。

イ 地形、地質等

当該区域は、標高1,600mから3,000mの山岳地帯であり、溶岩性台地や火口湖といった火山地形、圈谷（カール）や堆石（モレーン）といった氷河地形、深く浸食された溪谷等がある。

ウ 植物相の概要

当該区域は、標高1,600m～2,500m付近ではシラビソ、オオシラビソ等が優先する亜高山針葉樹林帯が広がり、標高2,500m付近からの高山帯ではハイマツ群落及び高山草原群落が広がる。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類では、氷河期の遺存種といわれるライチョウをはじめ、高山帯にイワヒバリ、アマツバメ等が見られる。また、哺乳類では、大型獣としてニホンカモシカ及びニホンツキノワグマ、小型獣としてホンドオコジョ等が見られる。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

該当なし

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

制札の取り替え等を計画的に実施する。

別表

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
タカ	タカ	トビ	
		クマタカ	国内希少・EN
		イヌフシ	国内希少・国天・EN
キジ	ライチョウ	ライチョウ	国内希少・国特天・VU
アマツバメ	アマツバメ	○ アマツバメ	
キツツキ	キツツキ	アカゲラ	
スズメ	ツバメ	○ イワツバメ	
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	
	イワヒバリ	○ イワヒバリ	
		○ カヤクグリ	
	ツグミ	ルリビタキ	
	ウグイス	メボソムシクイ	
		○ キクイタダキ	
	シジュウカラ	シジュウカラ	
合計(種)		14	

イ 哺乳類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ	トガリネズミ	ホンシュウトガリネズミ カワネズミ	
	モグラ	ヒメヒミズ ホンシュウヒミズ	
		シナノミズラモグラ	NT
コウモリ	ヒナコウモリ	シナノホオヒゲコウモリ	EN
		ニホンウサギコウモリ	VU
		ニホンテングコウモリ	VU
		ニホンコテングコウモリ	VU
サル	オナガザル	ホンダザル	
ネコ	イヌ	ホンダヌキ ホンドキツネ	
	イタチ	ホンデン ホンダイタチ ホンデオコジョ ニホンアナグマ	NT
		クマ	ニホンツキノワグマ
		ウシ	ニホンカモシカ
		ウシ	国特天
ネズミ	リス	○ ニホンリス	
	ネズミ	ムササビ	
		ニイガタヤチネズミ	
		カゲネズミ	
		ハタネズミ	
		ホンダアカネズミ	
		ホンダヒメネズミ	
		ニホンダブネズミ	
	ヤマネ	ヤマネ	国天・NT
ウサギ	ウサギ	○ ノウサギ	
合計(種)		28	

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
国天:国指定天然記念物
レッドデータブック(平成14年、環境省)
CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
LP:絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。